

2026年6月12日

No.FRT_011

EUの「修理する権利（Right to Repair）指令」のドイツ国内法化

— 欧州市場に製品を供給する日本企業が確認すべき事項 —

執筆者：ドイツ連邦共和国弁護士・マネージングディレクター フランク・ベッカー*

／弁護士 磯俊浩**

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

** Atsumi & Sakai Europa GmbH（フランクフルト）は、東京の Atsumi & Sakai と連携する欧州拠点です。

磯 俊浩は東京オフィスより出向しています。

2026年3月25日、ドイツ連邦政府は、指令 (EU) 2024/1799（以下「修理する権利指令」といいます。）を国内法化するための法案（以下「本法案」といいます。）を閣議決定しました。本法案は2026年5月20日にドイツ連邦議会（Bundestag）で第一読会に付され、法務・消費者保護委員会（Ausschuss für Recht und Verbraucherschutz）に付託されています。同委員会では2026年6月10日に公聴会が予定されています。国内法化・適用期限は2026年7月31日です。

本ニュースレターでは、本法案の概要と、日本企業が検討すべき実務対応のポイントを整理します。本法案の中心は消費者向けの修理促進ですが、影響はB2C取引に限定されません。一般売買法における「修理可能性（Reparierbarkeit）」の位置づけ、サプライチェーンにおける求償リスク、そしてEU域外メーカーに関する責任主体の段階的移転は、欧州市場に製品を供給する日本企業にとっても重要な検討課題となります。

（本文では、ドイツ民法典を「BGB」、その政府法案=改正案を「BGB-E」と表記し、条項は § = 条、Abs. = 項、S. = 文 で示します。以下は2026年6月3日時点の法案に基づく説明であり、公聴会およびその後の委員会審議を経て変更される可能性があります。）

要点

- 対象製品のメーカー（は、法定の契約不適合責任（Gewährleistung）による請求が認められない局面でも、消費者から直接修理を求められる可能性があります（§§ 479a, 479b BGB-E）。
- EU域外メーカーについては、EU域内のBeauftragter（指令上のEU 域内代理人（Bevollmächtigter / authorised representative））、輸入者、流通業者の順で修理義務の責任主体となります（§ 479f BGB-E）。
- 「修理可能性」は一般売買法上の通常の性状要件に追加され、B2B取引にも原則として及びます。ただしB2Bへの適用は2027年12月31日より後に締結された契約からです（§ 434 Abs. 3 S. 2, S. 4 BGB-E ほか）。
- 日本企業は、対象製品の特定、EU域内における責任主体の確認、修理・部品供給体制の整備、技術的制限の見直し、および販売・供給契約の見直しを早期に進める必要があります。

1. 背景 — 修理の促進と循環型経済

修理する権利指令は、2024年6月13日に採択され、同年7月10日にEU官報で公布されました。目的は、消費者が購入した製品の早期廃棄を減らし、修理と再利用を促進することにあります。指令は、製品ごとのエコデザイン要件およびエコデザイン規則（EU）2024/1781（ESPR=持続可能な製品のためのエコデザイン規則）と連動し、修理の実効性を売買法とメーカー義務の両面から強化します。

指令は、消費者保護に関して完全調和（Vollharmonisierung）のアプローチを採用しています。すなわち、加盟国が、指令の調和対象である消費者保護の水準を独自に引き上げる余地は限定されています。もっとも、本法案は、一般売買法上の修理可能性の位置づけを、指令の調和対象外であるB2B・C2Cの取引にも明確に及ぼす設計を採っており、この点では指令の適用対象を超えるものとなっています。

2. 本法案の主要内容

(1) 「修理可能性」が一般売買法上の通常の性状要件に — § 434 Abs. 3 S. 2, S. 4 BGB-E

本法案は、「修理可能性（Reparierbarkeit）」を、耐久性・機能性・互換性・安全性等と並ぶ、物の通常の性状（übliche Beschaffenheit）の要素として § 434 Abs. 3 S. 2 BGB-E に明記します。したがって、契約上別段の取り決めがなく、当該種類の製品について修理可能性が通常期待されるにも

かかわらず製品が修理不能である場合、売主は契約不適合（Sachmangel）に基づく責任を負う可能性があります。

この改正は、原則として B2B の取引にも適用されます。ただし経過規定により、B2B 取引については 2027 年 12 月 31 日より後に締結された契約から適用されます。また、B2B および C2C では、当事者は § 434 Abs. 3 S. 4 BGB-E に基づき、修理可能性を含む通常の性状要件について契約上（約款によっても）別段の定めを置くことができます。他方、B2C では、§ 476 BGB の要件により、このような修正は制限されます。

実務上の影響： B2B 取引でも、一定の場合には『修理不能』が契約不適合と評価され得ます。もっとも、B2B では契約・約款による排除が可能であり、まずは製品の品質・仕様に関する契約条項や約款の見直しが重要となります。

(2) 修理を選択した場合の時効期間の延長 — §§ 475 Abs. 4, 475e Abs. 5 BGB-E

消費者売買において、売主が § 439 BGB に基づく追完を修理（Nachbesserung）により行う場合、瑕疵に基づく請求権の消滅時効は、一度に限り 12 か月延長されます。そのため、通常の新品売買では、結果として引渡しから最長 3 年間にわたり瑕疵に基づく請求が可能となり得ます。売主は、追完前に、消費者が修理と代替品の引渡しのいずれかを選択できること、および修理を選択した場合には消滅時効が延長されることを説明しなければなりません。

実務上の影響： B2B では、消滅時効自体は延長されませんが、最終販売者が消費者に対し長期間責任を負うこととなります。そのため、最終販売者による上流のメーカーやサプライヤーへの求償 (§§ 445a, 445b BGB) の重要性が高まります。

(3) メーカーに対する直接の修理請求 — §§ 479a~479g BGB-E

本法案は、BGB に「メーカーの修理義務（Reparaturverpflichtung des Herstellers）」に関する新たな規律を設けます。消費者によるメーカーへの修理請求は、売主に対する通常の契約不適合責任とは別の制度であり、次の三要件を満たす場合に適用されます (§ 479a BGB-E)。

- 製品が修理する権利指令の附属書 II（Anhang II）に掲げる製品群に属すること。
- 当該製品を消費者が購入したこと。
- 消費者に § 437 BGB に基づく権利を行使できないこと（典型的には、売主に対する法定の契約不適合責任の期間が終了した後）。

実務上の影響：法定の契約不適合責任期間の経過後でも、対象製品のメーカー（EU 域外メーカーの場合は § 479f BGB-E 上の責任主体）は、消費者から相当な対価による修理を直接求められる可能性があります。

【具体例】消費者が家庭用洗濯機を購入し、法定の契約不適合責任の期間（通常 2 年）経過後に故障した場合、消費者は、関連するエコデザイン法令が予備部品の提供を義務づける期間内（大型家電では上市終了から最長 10 年程度）であれば、メーカー等に対して直接、相当な対価による修理を求めることができます。

3. メーカー等に生じる具体的義務

- **修理義務 (§ 479b BGB-E)**：メーカーは、対象製品を消費者の求めに応じて合理的な期間内に修理し、本来の使用目的に適した状態に戻さなければなりません。修理は無償で行うことも、相当な対価を求めて行うものでも構いません。修理義務は、関連 EU 法令が当該製品・部品の修理可能性・予備部品提供を求める範囲・期間に限られます。
- **予備部品・工具 (§ 479c BGB-E)**：メーカーは、関連する EU 法令に基づき提供が求められる修理用の予備部品・工具を、修理を抑制しない相当な価格で提供しなければなりません。実務上は、独立系修理業者向けを含む部品・工具の供給体制と価格設定について、見直しを求められる場合があります。
- **情報・参考価格 (§ 479d BGB-E)**：メーカーは、修理サービスに関する情報を、無料で、かつ容易にアクセスできる明確な形で提供し、典型的な修理の参考価格 (Richtpreise) を一般に公開されたウェブサイト上で公表しなければなりません (価格表示令 (Preisangabenverordnung) に基づく表示義務は引き続き適用されます。)。
- **修理妨害の禁止 (§ 479e BGB-E)**：知的財産権の保護等の正当かつ客観的な理由がない限り、修理を妨げるハードウェア・ソフトウェア技術の使用は禁止されます。独立系修理業者による純正品・中古品・互換品・3D プリント部品の使用を不当に妨げることも許されません。実務上は、部品ペアリングやアクティベーションロック等の技術的制限について、客観的正当化根拠の有無を検証し、その根拠を説明できるよう整理しておくことが重要になります。
- **強行規定 (§ 479g BGB-E)**：消費者に不利な契約上の合意は、メーカーまたは § 479f BGB-E により義務を負う者に対して効力を有せず、これを迂回する契約上の取り決めも認められません。

4. EU 域外の日本メーカーにとって重要な責任主体の段階的移転

メーカーが EU 域外に所在する場合、§ 479f BGB-E は、修理義務の責任主体を次の順序で定めています。

第 1 順位：EU 域内の Beauftragter（本法案上の用語。指令上の EU 域内代理人（Bevollmächtigter／authorised representative）に対応）。

第 2 順位：EU 域内に Beauftragter がいない場合、当該製品の輸入者（Importeur）。

第 3 順位：輸入者もいない場合、当該製品の流通業者（Vertreiber）。

したがって、日本本社が EU 域内の主体を置かずに製品を供給しても、修理義務は消滅しません。義務の履行窓口と費用負担が、EU 側の輸入者または販社に集中する可能性があります。そのため、日本メーカーと EU 側事業体との間では、対象製品の識別、修理の受託、予備部品・工具の供給、参考価格情報、消費者対応、費用負担および責任分担について、契約上明確に定めておく必要があります。

【Beauftragter に関する留意点】 ここでいう Beauftragter は、EU 域内に所在し、メーカーから書面による委任（Mandat）を受けて代理する者を指します。製品安全・市場監視（規則 (EU) 2019/1020）やエコデザインの枠組みで既に EU 域内代理人を選任している場合、当該代理人が修理義務の責任主体となり得ます。もっとも、そのためには委任の範囲が新たな修理関連義務（修理の受託、予備部品・情報提供、費用負担および責任分担等）を含む必要があります。既存の委任契約（Mandatsvertrag）の範囲を確認し、必要に応じて、修理する権利指令上の義務を明示的に含めることが推奨されます。

また、欧州子会社や正規代理店を通じて販売している場合でも、義務主体の特定、契約上の責任分担の整理、参考価格の公開等のため、日本本社レベルでのポリシーおよびグループ内契約の見直しが必要となる場合があります。

なお、連邦参議院（Bundesrat）は、EU 域外メーカーの場合に消費者が § 479f BGB-E 上の義務主体を確実に把握できるよう、連絡先情報の提供義務を追加する必要性の検討を求めています。連邦政府は、欧州委員会との協議を含めこの点を検討すると回答しており、これは日本メーカーの販売・表示・ウェブサイト設計に直接影響する可能性があります。

5. 対象製品 — 現在の附属書 II (Anhang II)

メーカーに対する直接の修理義務は、現時点では、附属書 II に掲げられ、関連 EU 法令が修理可能性を求める製品・部品に限られます。主要な対象は次のとおりです。

- ・ 家庭用洗濯機・洗濯乾燥機、家庭用食器洗い機、家庭用衣類乾燥機
- ・ 冷蔵・冷凍機器
- ・ 電子ディスプレイ（テレビ、モニター等）
- ・ 溶接機器
- ・ サーバー・データストレージ製品
- ・ 携帯電話、コードレス電話、Slate-Tablet（キーボードを備えないタブレット端末）
- ・ 軽量輸送機器用バッテリーを含む製品（例：e-bike、e-scooter）。この場合、修理義務は当該バッテリーの取外し・交換に限定されます。
- ・ 掃除機。ただし本法案理由では、現行の関連 EU 規則に予備部品の提供期間が定められていないと指摘しており、具体的な修理義務の範囲については別途確認が必要です。

現時点では、自動車、ノートパソコン、コーヒーメーカー、ヘアドライヤー、空調機器等は、附属書 II に一般的な製品群として含まれていません。ただし、附属書 II は委任法により将来追加され得るため、対象製品の継続的なモニタリングが必要です。

6. B2B 企業への影響

(1) 消費者向け製品のメーカーまたはEU域内の責任主体

§§ 479a 以下 BGB-E に基づく直接の修理義務、情報・参考価格の公開、および修理妨害の禁止への対応が必要です。メーカー独自の診断ソフトウェア、部品ペアリング、アクティベーションロック、正規サービス網のみでの修理を前提とするビジネスモデルについては、§ 479e BGB-E との適合性を確認する必要があります。

(2) 多段階の販売・サービス網を有する企業消費者に対する法定義務は契約で排除できませんが、グループ内契約・販売店契約・サービス契約・物流契約において、修理の受付・実施主体、部品・

工具の供給、情報公開、費用負担、製品回収・輸送、データ連携、責任分担を整理することができます。

(3) 純粹な B2B 供給者・部品メーカー消費者に対する § 479a 以下 BGB-E に基づく直接の修理義務等は、原則として生じません。しかし、最終製品メーカーや流通企業が、修理可能性・部品の長期供給・修理情報・互換性・ソフトウェアアクセス・費用負担に関する契約条件を上流の供給者に求めることが想定されます。また、2027 年 12 月 31 日より後に締結される B2B 売買契約では、修理可能性が § 434 Abs. 3 BGB-E 上の通常の性状要件に含まれることを踏まえた契約設計が必要となります。

7. 適用時期と権利行使

主な期日を整理すると次のとおりです。

| 期日 | 内容 |
|-------------------------------|--|
| 2026 年 7 月 31 日 | 国内法化・適用期限。消費者売買法の改正（時効延長・売主の情報義務等）は、同日以降に締結される売買契約に適用。 |
| 公布の翌日 | ドイツ法案の施行（Art. 3 des Gesetzentwurfs）。 |
| 施行後 | メーカーの修理義務（§§ 479a 以下 BGB-E）は、関連 EU 法令の修理可能性要件が存続する範囲で、施行前に上市された製品にも適用され得る。 |
| 2027 年 12 月 31 日より後の契約 | B2B 売買においても、「修理可能性」が通常の性状要件（§ 434 Abs. 3 S. 2 BGB-E）に含まれる。 |

本法案は独立した行政罰規定を新設していません。もっとも、個別事案に応じ、違反行為は不正競争防止法（UWG = Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb）または差止訴訟法（UKlaG = Unterlassungsklagengesetz）に基づく警告（Abmahnung）や差止請求の対象となり得ます。また、指令は EU の団体訴訟制度（指令 (EU) 2020/1828）の対象法令に追加されるため、適格団体による差止請求や団体訴訟の対象となり得ます。

8. 日本企業のチェックリスト

- **対象製品の特定**：EU で販売・供給する製品を附属書 II および関連する製品別 EU 法令に照らして分類し、対象部品と義務期間を確認する。
- **EU 域内責任主体の確認**：Beauftragter・輸入者・流通業者のいずれかが § 479f BGB-E 上の義務主体となるかを確認し、委任契約の範囲を確認するとともに、消費者向け連絡窓口を整備する。
- **修理・部品供給体制**：修理の実施主体、リードタイム、予備部品・工具の供給体制、ロジスティクス、診断対応、参考価格の算定・公開プロセスを整備する。
- **技術的制限のレビュー**：ソフトウェアロック・部品ペアリング・診断ツールへのアクセス制限等を棚卸しし、維持する制限については、知的財産権保護や製品安全等の客観的根拠を整理・文書化する。
- **契約条項の見直し**：販売店・輸入・流通・修理・サービス・供給契約および約款（AGB）を見直し、部品供給、情報提供、費用負担および責任分担、求償、および B2B 取引における修理可能性に関する品質要件（性状合意）を整備する。
- **立法モニタリング**：2026 年 6 月 10 日の公聴会とその後の委員会審議を注視する。特に、EU 域外メーカーについて義務主体の連絡先表示義務が追加されるかは、販売・表示・ウェブサイト対応に影響するため重要である。

9. 評価と展望

修理する権利指令の国内法化は、消費者向けアフターサービスの問題にとどまりません。日本メーカーにとっては、EU 域内で誰が法定の履行主体となるのか、製品・部品の修理可能性をどの期間確保するのか、そして費用と責任をサプライチェーンでどのように配分するのが中心課題となります。

本法案には、「相当な対価」「合理的な期間」「修理を抑制しない相当な価格」「正当かつ客観的な理由」といった評価概念が残っています。最終的な法文と今後の実務の具体化を踏まえつつ、対象製品を扱う企業は、法施行を待たずに体制と契約の点検を進めておくことが望まれます。

主要資料

- ドイツ連邦政府法案：BT-Drs. 21/5923, Entwurf eines Gesetzes zur Umsetzung der Richtlinie (EU) 2024/1799 zur Förderung der Reparatur von Waren, 13. Mai 2026.
- ドイツ連邦議会：第一読会および法務・消費者保護委員会への付託（20. Mai 2026）；同委員会の公聴会予定（10. Juni 2026）。
- Richtlinie (EU) 2024/1799 vom 13. Juni 2024, ABl. L, 2024/1799, 10. Juli 2024.

お問い合わせ

対象製品、EU 域内責任主体、流通・サービスモデル、販売店契約・供給契約・約款のレビューについて、当事務所がご支援いたします。M&A、コンプライアンス（データ保護を含む）、国際労働法、税務を含め、欧州・日本双方の観点からのご相談が可能です。

本件に関するお問い合わせは、Frank Becker または 礪 俊浩までお寄せください（以下の「お問い合わせ先」をご参照ください）。

執筆者

ドイツ連邦共和国弁護士* フランク・ベッカー（パートナー弁護士・マネージングディレクター、独日法律家協会

フランクフルト弁護士協会、アルゼンチン・ドイツ弁護士協会、フランクフルト独日協会、ザールブリュッケン独日協会、独日労働法協会）

Email: frank.becker@aplaw.jp

弁護士 磯俊浩（シニアアソシエイト、第一東京弁護士会）

Email: toshihiro.iso@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 フランクフルト提携オフィス
（Atsumi & Sakai Europa GmbH - Rechtsanwälte und Steuerberater **）

Email: info@aplaw.de

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。**ドイツ連邦共和国における法務・税務サービス提供法人

当事務所のニュースレターをご希望の方はニュースレター配信申込フォームよりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーはこちらよりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

| | | |
|---|--|---|
| <p>東京オフィス Tokyo Head Office 〒100-0011 東京都千代田区 内幸町 2-2-2 富国生命ビル（総合受付：16F） </p> | <p>大阪提携オフィス Osaka Affiliate Office （A&S 大阪法律事務所） 〒530-0005 大阪府大阪市北区 中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー16階 </p> | <p>福岡提携オフィス Fukuoka Affiliate Office （A&S 福岡法律事務所） 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2丁目 12-1 天神ビル 10階 </p> |
| <p>ニューヨーク提携オフィス New York Affiliate Office 1120 Avenue of the Americas, 4th Floor New York, New York 10036 </p> | <p>ロンドンオフィス London Office 85 Gresham Street, London EC2V 7NQ, United Kingdom </p> | <p>フランクフルト提携オフィス Frankfurt Affiliate Office Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325 Frankfurt am Main, Germany </p> |
| <p>ブリュッセルオフィス Brussels Office CBR Building, Chaussée de la Hulpe 185, 1170, Brussels, Belgium </p> | <p>ホーチミンオフィス Ho Chi Minh Office 10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam </p> | |